

V 中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、次のAまたはBにより中途採用の拡大を図り、生産性を向上させた事業主に対して助成するものであり、成長企業への転職を支援することを目的としています。

対象となる措置

本コースは、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の対象労働者に対して、次のAまたはBに取り組み、2～4の措置を実施した場合に受給することができます。

- A 中途採用率を向上させる場合
- B 45歳以上の方を初めて中途採用した場合

1 対象労働者

【A、B共通の要件】

本コースにおける「対象労働者」は、次の（１）～（３）のすべてに該当する労働者です。

- （１）申請事業主に中途採用（※１）により雇い入れられた者であること。
（※１）本コースでは、新規学卒者および新規学卒者と同一の採用の枠組み以外で採用された方をいいます。
- （２）雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた方であること。
- （３）期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）として雇い入れられた方であること。

【B 45歳以上の初採用】

- （１）雇入れ時の年齢が45歳以上であること。

2 中途採用計画の策定

【A、B共通の要件】

- （１）中途採用者の雇用管理制度を整備するものであり、中途採用者に適用される募集・採用以外の雇用管理制度（※２）が、新規学卒者等に適用されるものと同じであること（※３）。

（※２）募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生などをいいます。

（※３）中途採用計画により採用を行う予定の職種が、中途採用者のみを対象とする場合等は除きます。

- （２）中途採用計画期間（以下「計画期間」といいます。）内の中途採用の拡大について計画（※４）していること。

（※４）採用予定職種、採用予定者数、採用予定時期、採用目的、採用部署・役職、採用時の評価方法、採用後のモデルキャリアを定めることが必要です。

- （３）計画期間内に採用した支給採用者を、支給申請日までに事業主都合により解雇（退職勧奨等を含む）していないこと。

注意

支給申請日の翌日から支給決定時までの間に、支給対象者を事業主都合により解雇（退職勧奨等を含む）をした場合も対象になりません。

【A 中途採用率の向上】

- （１）中途採用計画期間が、1年間であること。

【B 45歳以上の者の初採用】

- （１）中途採用計画期間が、1年以下で事業主が定める期間であること。

3 中途採用計画の実施

【A 中途採用率の向上】

- (1) 計画期間中に、1に該当する者を2人以上雇い入れること。
- (2) 計画期間中に、計画期間中の中途採用率（次の①により計算したもの）を、計画期間前の日から過去3年間の中途採用率（次の②により計算したもの）より20ポイント以上向上させること。

ただし、計画期間中に雇い入れた中途採用者の人数が50人以上である場合、計画期間中の中途採用率は、対象中途採用者が10人を超える分については、対象中途採用者1人を2人分に換算します。

<①計画期間の中途採用率の計算方法>

ア 計画期間中に雇い入れた者が50人未満である場合

$$\text{中途採用率} = \frac{\text{計画期間中の中途採用者の数}}{\text{計画期間中に採用した一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数} (\times 5)}$$

イ 計画期間中に雇い入れた者が50人以上の場合

$$\text{中途採用率} = \frac{10人 + [(中途採用者数 - 10人) \times 2]}{\text{計画期間中に採用した一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数} (\times 5)}$$

<②計画期間の中途採用率の計算方法>

$$\text{中途採用率} = \frac{\text{算定期間中の中途採用者の数}}{\text{算定期間中に採用した一般被保険者数} + \text{高年齢被保険者数} (\times 5)}$$

(※5) 期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く）に限ります。

- (3) 計画期間内に採用した中途採用者のうち、雇入れから起算して6か月を経過する日までに離職した者の割合が20%未満であること。

【B 45歳以上の者の初採用】

- (1) 計画期間中に、1に該当する者であって、45歳以上の者を1人以上採用すること。
- (2) 中途採用者のうち、雇入れ日から起算して6か月経過する日において、継続して雇用されている者が1人以上いること。

注意

支給決定時までの間に事業主が支給対象者を雇用しなくなった場合は支給対象となりません。

4 生産性が向上していること。

支給申請を行う年度の直前年度と、その3年度前の生産性を比較することによって算定した生産性の伸び率が6%以上伸びていること。かつ、同期間中に、当該事業主において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（退職勧奨を含む）をしていないこと。

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット8～10ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

【A、B共通の要件】

- 1 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇等（勧奨退職等を含む）している場合
- 2 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※5）により、当該受給資格認定申請書の提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させている場合
※5 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。
- 3 支給対象者の雇入れの日の前日から起算してその日以前1年間において、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する場合
- 4 支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合（支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。）。

【A 中途採用率の向上】

- 1 計画期間の初日の前日から過去3年間における中途採用率が50%以上である場合。
- 2 過去に【A中途採用率の向上】に取り組んだものとして、本コースの助成を受けたことがあること。

【B 45歳以上の者の初採用】

- 1 計画期間の初日の前日以前に、申請事業所において45歳以上の者を期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇用したことがある場合。（※6）

（※6）次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 中途採用計画の初日現在で申請事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇入れられた者がいる場合。
- ② 申請事業所に雇用されていたが中途採用計画の初日現在で既に離職し、離職から5年経過していない者の中に、雇入れ日現在における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇入れられた者がいる場合。

支給額

- 1 本コースは、講じた措置ごとに、1事業所あたり下表の額の合計が支給されます。

【A 中途採用率の向上】 1事業所あたり50万円

【B 45歳以上の者の初採用】 1事業所あたり60万円

受給手続

本コースを受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

- 1 中途採用計画の届出

「中途採用計画」を策定し、中途採用計画の初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画の初日の前日までに、必要な書類を添えて（※7）、管轄の労働局（※8）へ届出をしてください。

2 支給申請

次の期限までに、「支給申請書」に必要な書類を添えて(※7)、管轄の労働局(※8)へ支給申請してください。

【A 中途採用率の向上】

計画期間の終了日の6か月後の日の翌日から起算して2か月以内

【B 45歳以上の者の初採用】

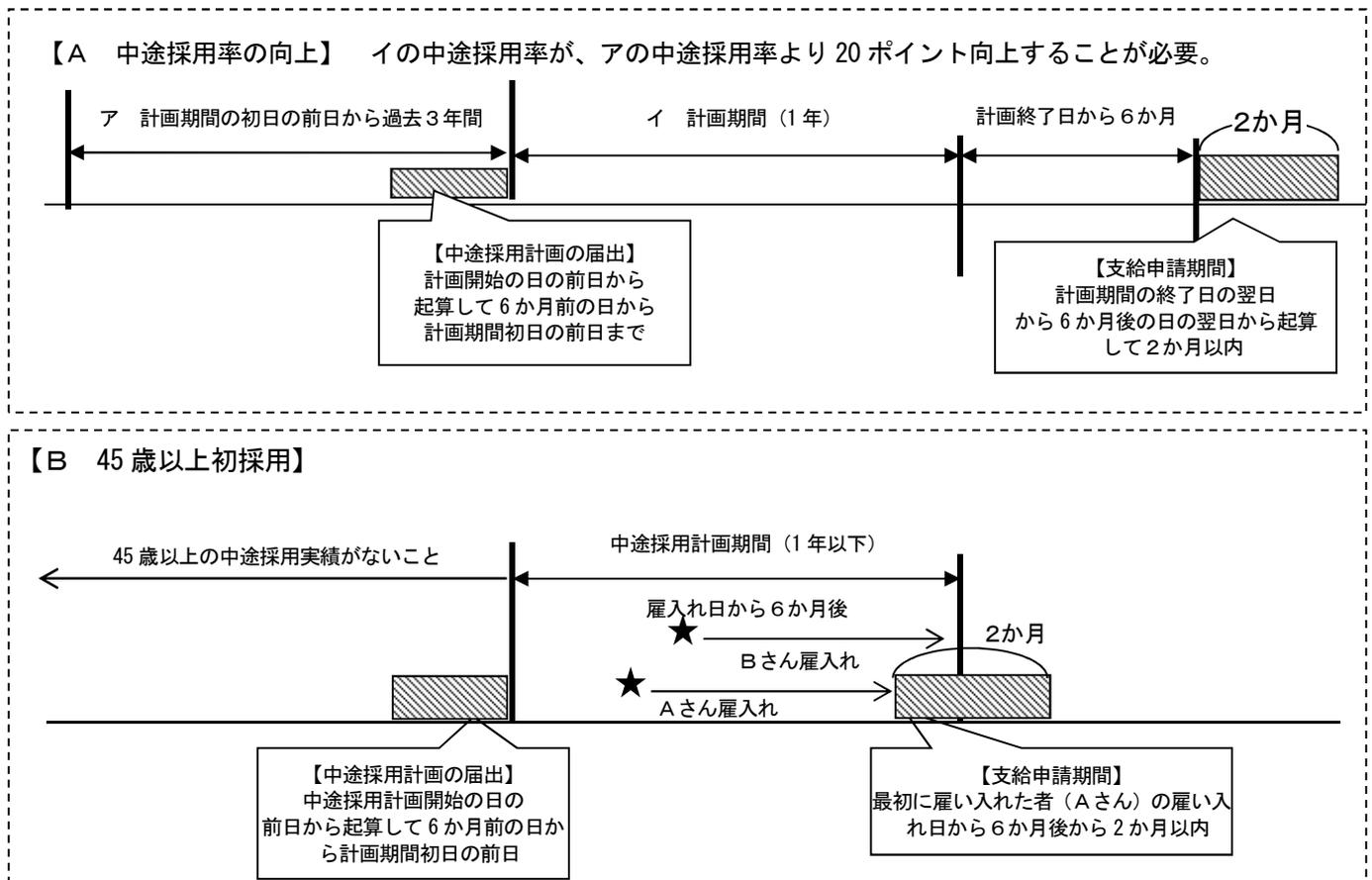
計画期間に雇入れた支給対象者(※9)の雇入れ日から6か月経過後の日の翌日から起算して2か月以内

※7 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※8 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

※9 計画期間内に雇入れた支給対象者が複数名の場合は、雇入れ日が最も早い支給対象者になります。

(参考) 受給手続きの流れ



利用にあたっての注意点

- 1 【A中途採用率の拡大】と【B45歳以上の者の初採用】について、計画期間に重複する期間がある場合には両方の助成を受けることは出来ません。(両方の申請があった場合、【B45歳以上の者の初採用】のみ支給します。)
- 2 本コースの支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 3 そのほか本コースの受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Gにご留意ください。本コースの要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。